

南相馬市個人情報保護条例の一部改正（素案）について

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）制定に伴い個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の保護を図るため改正を行うもの。

2 条例改正の趣旨

番号法が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、平成 28 年 1 月から「個人番号」の利用が開始される。

番号制度導入に伴い、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減が実現でき、これら業務の実施過程において、多くの「特定個人情報」が利活用される。

一方、個人番号が不正に取り扱われると個人番号をキーに集約された特定個人情報が不正に閲覧・漏えいされたりするなど様々な問題が懸念されるため、番号法では、特定個人情報を取り扱う者にはこれまで以上に厳格な情報管理・保護措置を講じている。

番号法第 31 条では、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いや開示、訂正、利用の停止等を実施するため必要な措置を講じなければならない旨を規定している。

このことから、本市が保有する特定個人情報について必要な措置を講ずるため、条例を改正するものである。

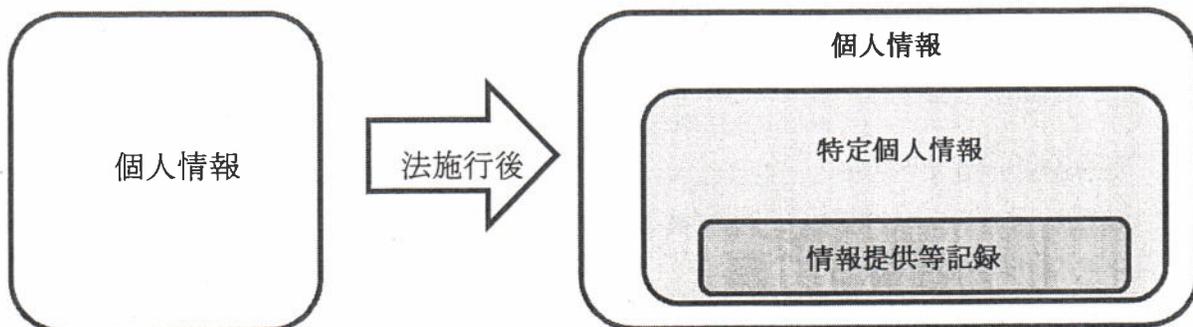
3 主な改正内容

（1）定義の改正

番号法で新たに定義された「特定個人情報」「情報提供等記録」等の用語を、条例で定義するもの。

- ・ 特定個人情報：個人番号を含む個人情報
- ・ 情報提供等記録：どの機関の間で、どの特定個人情報の項目がやりとりされたかなどを記録したもの。

《番号法導入後の個人情報、特定個人情報及び情報提供等記録》

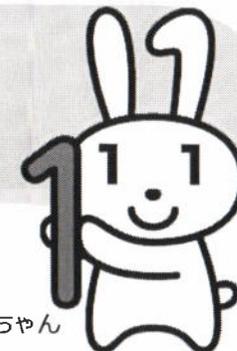


(2) 特定個人情報に係る改正

番号法第 29 条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第 30 条では情報提供等記録について、特定個人情報及び情報提供等記録の目的外利用及び提供に関する規定などについて個人情報保護 3 法（行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法）の読替規定を定めている。本読替規定は、地方公共団体については適用されないことから、番号法第 29 条及び第 30 条の趣旨を踏まえ、次のように改正するもの。

項目	改正内容		理由
	番号法第 29 条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	番号法第 30 条関係 情報提供等記録	
目的外利用に関する規定	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合以外は、利用目的以外での利用を禁止 【条例第 11 条の 2 に規定】	目的外利用を禁止する。 【条例第 11 条の 3 に規定】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の目的外利用については、法令に基づく場合や本人の同意がある場合などを目的外利用の禁止の例外としている。 ・ 番号法では特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用を生命等保護のために限定。 ・ 情報提供等記録の目的外利用は一切禁止。
提供の制限に関する規定	番号法第 19 条の各号に該当する場合に提供できる。 【条例第 11 条の 4 に規定】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供については番号法第 19 条において特定個人情報の提供禁止及び例外規定を定めている。
開示・訂正・利用停止に関する規定	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。 【条例第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 27 条に規定】	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。 【条例第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条に規定】	番号法では、特定個人情報の適正な取扱い及び正確性を確保するためには、本人参加の権利の保障が重要と考え、本権利を容易に実現できるよう本人・法定代理人に加えて任意代理人を認めている。
情報提供等記録の訂正の通知	— ※特定個人情報の訂正通知の規定は、個人情報の訂正通知と同様の扱いで行うもの。	訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知 【条例第 24 条関係】	番号法では、情報提供等記録は、情報照会者、情報提供者、その仲介を行う情報ネットワークシステム設置者（総務大臣）の 3 者で記録・保管されるもので、訂正があった場合は、3 者で共有しなければならない。
利用停止の請求の条件に関する規定	次の違反があった場合に利用停止請求を認める。 ① 目的外利用制限違反	利用停止請求を認めない。	番号法では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について番号法に違反する行為のうち不適正なものが行われ

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。



愛称：
マイナちゃん

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、 他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 公式twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR
マイナンバーのコールセンター：0570-20-0178（マイガバ）